○国土交通省告示第七百一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＴＢ	142285	あかね	27. 4. 14
７ＪＴＬ	142314	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＳＫＹ	27. 4. 15
７ＪＴＮ	142328	ＧＲＡＮＤＥ　ＲＩＶＩＥＲＥ	27. 4. 28
７ＪＴＶ	142359	但州丸	27. 4. 17
７ＪＴＷ	142360	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＲＯＳＥ	27. 4. 15
７ＪＴＹ	142367	第三十八千代丸	27. 4. 14
７ＪＵＧ	142406	ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ	27. 4. 15
７ＪＵＨ	142408	ＣＯＲＯＮＡ　ＴＲＩＴＯＮ	27. 4. 13
ＪＤ3781	142313	第十一海栄丸	27. 4. 21
ＪＤ3803	142342	旭英丸	27. 4. 10
ＪＤ3805	142344	ひびき	27. 4. 10
ＪＤ3821	142362	すずか	27. 4. 10
ＪＤ3837	142392	第弐百二十六鳳生丸	27. 4. 16
ＪＤ3841	142396	みーかじ	27. 4. 20
ＪＤ3848	142404	幸青鷹	27. 4. 20
ＪＤ3850	142407	扇丸	27. 4. 16
ＪＤ3853	142411	なおしま	27. 4. 20
ＪＤ3859	142384	大永丸	27. 4. 14
ＪＤ3863	142426	しんせい	27. 4. 22

○国土交通省告示第七百二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＪＢＮ	140325	日本丸	27. 4. 1
７ＪＩＵ	141376	ＳＥＫＩＹＯ	27. 4. 24
ＪＥＪＮ	128414	第二憲洋丸	27. 4. 1
ＪＥＱＱ	135622	第七十五はやぶさ丸	27. 4. 2
ＪＭＲＶ	132433	光丸	27. 4. 28
ＪＮＰＤ	131996	松浦丸	27. 4. 7
ＪＮＱＣ	132642	第一徳永丸	27. 4. 21
ＪＰＧＭ	136789	明秀	27. 4. 7
ＪＱＬＥ	130217	新雄丸	27. 4. 22
ＪＤ2577	125619	第三十八天龍丸	27. 4. 20
ＪＥ2800	126638	第十一大祐丸	27. 4. 13
ＪＩ3229	128673	桂山丸	27. 4. 23
ＪＩ3455	131705	神陽丸	27. 4. 7
ＪＫ4714	128036	第八こふじ	27. 4. 22
ＪＫ4896	131008	鋼福丸	27. 4. 9
ＪＫ5129	133037	新力５	27. 4. 14
ＪＫ5157	132568	吉祥	27. 4. 10
ＪＫ5188	133045	第二十三浅川丸	27. 4. 3
ＪＫ5195	133051	新広雅丸	27. 4. 20
ＪＬ4515	124097	新春日丸	27. 4. 1
ＪＬ5830	131488	あずき丸	27. 4. 30
ＪＬ5843	131429	東成丸	27. 4. 21
ＪＬ6010	132139	第十八妙見丸	27. 4. 28
ＪＭ5844	130501	明宝丸	27. 4. 22
ＪＭ6105	132675	第二姫島丸	27. 4. 30
ＪＭ6133	133460	第五鈴鹿丸	27. 4. 23
ＪＭ6271	133549	第五天山丸	27. 4. 13
ＪＭ6273	133551	第八栄信丸	27. 4. 23

○国土交通省告示第七百三号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
	平成		
5746	9. 7. 4	124097	新春日丸
A141413003	26. 3. 6	128414	第二憲洋丸

○国土交通省告示第七百四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
	平成		
A141510067	26. 10. 24	130217	新雄丸

○環境省告示第九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月四日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　中部環境ソリューション合同会社

ロ　住所　愛知県名古屋市港区大江町三番地二

ハ　代表者の氏名　職務執行者　長浦　和明

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

愛知県名古屋市港区潮見町三十七番三十五並びに知多郡武豊町字竜宮一番一及び六番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十七年四月二十七日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　愛知県環境部資源循環推進課

ニ　名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

ホ　名古屋市港区役所

○九州地方整備局告示第百号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を平成二十七年六月一日付けをもって次のように改正したので告示する。

平成二十七年六月四日

九州地方整備局長　金尾　健司

別表の二の項指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「第一号から第十四号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改める。

○環境省告示第九十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月四日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　中国電機製造株式会社

ロ　住所　広島県広島市南区大州四丁目四番三十二号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　岩室　良

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

岡山県倉敷市水島中通一丁目十番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十七年四月二十八日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　岡山県環境文化部循環型社会推進課

ニ　倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課